

請願第4号

秋田市新屋勝平地区への陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）
配備計画反対に関する決議について

令和元年8月27日受理

秋田市新屋勝平地区への陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）
配備計画については、ここ数回の市議会定例会でも議論され、そのたびに調査結果
が出ていないなどの理由から、結論が先送りされてきました。

しかし、防衛省は、丁寧な説明を行うとしながらも、たびたび行われた説明会で、
住民が知りたい疑問に誠実に答えようとはしてきませんでした。その上、調査報告
書の内容に重大な誤りがあったにもかかわらず、都合のよい理屈を並べて新屋演習
場のみを適地とするなど、新屋演習場ありきで計画を強引に推進しようとする態度
に、不信感は募るばかりです。

中距離核戦力（INF）全廃条約が失効し、アメリカ・ロシア・中国などによる
核軍拡競争の激化が懸念されています。そうした中、アメリカと防衛協力関係にあ
る日本にイージス・アショアが配備されれば、これらの国々の軍拡競争に結果とし
て日本も加担することとなり、攻撃的とされる危険性は以前にも増して強まるに
違いありません。

さきの参議院議員選挙結果やNHKなどによる出口調査、秋田魁新報社が行った
世論調査でも明らかなおり、秋田県民や秋田市民の意思はイージス・アショアの
配備に反対です。住民の代弁者である議会は、そうした住民の声を重く受けとめ、
議会の決定に反映すべきです。

つきましては、秋田市議会として、秋田市新屋勝平地区への陸上配備型イージス
・システム（イージス・アショア）配備計画反対の決議をするよう請願いたします。

請願第5号

秋田市新屋勝平地区への陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）
配備計画反対に関する決議について

令和元年8月27日受理

秋田市新屋勝平地区への陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）
配備計画について、秋田市議会は、判断する段階にないなどの理由から結論を先送りにしてきました。しかし、防衛省が説明すればするほど、防衛省に対する不信と反対の声は大きくなっています。さきの参議院議員選挙結果やNHKなどによる出口調査、秋田魁新報社が行った世論調査でも明らかなおり、秋田市民や秋田県民の意思はイージス・アショアの配備に反対です。

これまで、防衛省は、説明会で参加者から多くの疑問や反対の声が出されているにもかかわらず、丁寧に説明していきたいと繰り返すなど、配備ありきの姿勢を崩そうともしませんでした。その上、調査報告書の内容にずさんな誤りがあったにもかかわらず、さまざまな理由をつけて、新屋演習場のみを適地とするなど、もはや、世論が賛成に転ずる要素は見当たりません。

もし、住宅地のそばにミサイル基地を配備すれば、長い間、近隣住民は不安と隣り合わせの生活を強いられることになります。私たちの子や孫に、どこに住んでも、安心して暮らすことができる秋田のまま手渡すことが、私たちの世代の責任です。住民の代弁者である議会は、そうした住民の声を重く受けとめ態度を決定するべきと考えます。

つきましては、秋田市議会として、秋田市新屋勝平地区への陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）配備計画反対の決議をしてくださるようお願いいたします。

請願第6号

秋田市新屋勝平地区への陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア） 配備計画反対に関する決議について

令和元年8月27日受理

秋田市新屋勝平地区への陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）配備計画について、秋田市議会は、これまで判断する段階にないなどの理由から結論を先送りにしてきました。しかし、防衛省が説明すればするほど、防衛省に対する不信と配備反対の声は大きくなっています。さきの参議院議員選挙結果やNHKなどによる出口調査、秋田魁新報社が行った世論調査でも明らかなおり、秋田市民や秋田県民の意思はイージス・アショアの配備に反対です。

これまで、防衛省は、説明会で参加者からの多くの疑問や反対の声に対して丁寧に説明していきたいと繰り返すばかりで、配備ありきの姿勢を崩そうともしませんでした。その上、調査報告書の内容にずさんな誤りがあったにもかかわらず、さまざまな理由をつけて、新屋演習場のみを適地とするなど、もはや、世論が賛成に転ずる要素は見当たりません。

もし、住宅地のそばにミサイル基地を配備すれば、長い間、近隣住民は不安と隣り合わせの生活を強いられることになります。私たちの子や孫に、どこに住んでいても、安心して暮らすことができる秋田のまま手渡すことが、私たちの世代の責任です。住民の代弁者である議会は、そうした住民の声を重く受けとめ態度を決定するべきと考えます。

つきましては、秋田市議会として、秋田市新屋勝平地区への陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）配備計画反対の決議をしてくださるようお願いいたします。

請願第7号

日米首脳会談の内容を明らかにし、日米貿易交渉の中止
に関する意見書の提出について

令和元年8月27日受理

トランプ大統領はことし4月の日米首脳会談で安倍首相に農産物市場開放を強く迫りました。そして5月の首脳会談では、「7月の選挙後までは待つ」「8月にすばらしい内容が発表できるだろう」と発言し、さらに「米国はTPPに縛られない」とも発言しています。

トランプ大統領の発言は、「TPPを超えるすばらしい成果を既に合意したが、安倍政権に不利になるので選挙が終わるまで待つことにした」と公言しているようなものです。安倍首相は「早期合意を目指す」ことで合意したと言うばかりで、トランプ大統領の発言を否定していません。

参議院議員選挙前まではだんまりを決め込み、選挙が終わったら大幅譲歩を発表することは断じて許されません。日米首脳会談の内容を国民に明らかにすべきです。

TPP11、日欧EPAの発効で、牛肉、豚肉、乳製品などの輸入が急増しています。この上、米国農産物関税を撤廃した場合、日本農業への打撃ははかり知れません。

農林水産省は、2010年11月に、すべての国との間で農産物の輸入を自由化した場合、食料自給率（供給熱量ベース）は40%から13%に落ち込み、米の生産量は90%減、牛肉・豚肉の生産量は約70%減、小麦・砂糖は壊滅し、農業生産額は半分になるという悪夢の試算を出しました。TPP超えの大幅譲歩が懸念される日米貿易交渉がこのまま突き進めば、悪夢の試算が現実のものになりかねません。

さらに、昨年12月に米国通商代表部が米国議会に提出した「米国と日本の貿易協定交渉—具体的な交渉目的」では、物品に限らず、食の安全、医療、暮らし、為替条項も含めて包括的な日米FTAを具体化するとしています。事は農業だけに限らず、国民生活全般に及ぶ主権侵害になりかねません。このように危険な日米貿易交渉は直ちに中止すべきです。

つきましては、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出し、
てくださるようお願いします。

記

- 1 日米首脳会談の内容を明らかにし、日米貿易交渉は中止すること。

陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の
陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回に関する意見書の提出について

令和元年8月27日受理

先般行われた参議院議員選挙の秋田選挙区において、イージス・アショアの陸上自衛隊新屋演習場への配備反対を訴えた無所属候補が現職の与党候補に2万票余りの票差をつけて当選しました。しかし、選挙結果を受けた後も、防衛省は地元の理解を得られるよう丁寧に説明するとし、新屋演習場への配備を前提にした姿勢を崩していません。

秋田魁新報社が選挙期間中に行ったアンケート調査では、新屋演習場への配備に反対する意見が6割を超える結果を示しています。こうした結果を真摯に受けとめ、新屋演習場への配備に固執する政府の姿勢を正すためには、秋田市議会としてイージス・アショアの新屋演習場への配備に反対する民意を踏まえた意思を明確にすることが必要だと考えます。

これまで何度も指摘されているように、秋田市新屋勝平地区は住宅密集地であるばかりでなく、幼稚園や小学校、中学校、高等学校などの教育機関が隣接し、多くの子供たちが生活し学習する場でもあります。これまで、ミサイル基地を抱えた地域となり、電磁波の不安や攻撃目標にされる恐怖、テロに対する監視態勢などの中で生活していくことが、子供たちの成長にどのような影響を生じさせるのかといったことについてどれだけ議論されてきたのでしょうか。安全保障は国の専権事項だと主張する向きもありますが、そうであったとしても、憲法上の地方自治の本旨をないがしろにすることは許されませんし、子どもの権利条約が要請する「子どもの最善の利益」は、何よりも優先されなければなりません。

つきましては、子供たちの生活環境と学習環境を守るため、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回について、国及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるようお願いいたします。

請願第9号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に手数料規定は存在しないことに関する
公的な意思表示について

令和元年8月28日受理

家庭ごみの有料化のもとである、秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の根拠法である、廃棄物の処理及び清掃に関する法律には、現在、手数料規定がありません。

以前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月制定）には、手数料規定（第6条の2第6項）がありましたが、平成12年のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方自治法第227条の手数料規定に統合されたため、削除されました。

秋田市の条例は、平成18年に改正された藤沢市のいわゆる家庭ごみの有料化条例をほとんど模倣してつくられています。藤沢市は条例改正時、地方分権一括法による手数料規定の削除に気がつかず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を根拠法に上げています。このことは、両市の法務担当者の大きなミスだったと思われます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律を根拠法にしての家庭ごみの有料化条例は、根拠法に規定がないのですから、虚偽公文書の作成になってしまいます。

虚偽公文書によって、両市は本来徴収できない手数料を市民から徴収し続けていることとなります。

つきましては、これを具体化する第一歩として、まずは市議会議員全員で、本市の家庭ごみの有料化条例の根拠法である廃棄物の処理及び清掃に関する法律には、現在、手数料規定は存在しないことを本請願の採択をもって公的に意思表示してくださるよう請願いたします。